

寄附金に対する 税額控除制度を ご活用ください！

大阪府民の方が、公益的な活動を行う団体のうち、大阪府が指定した団体に対して行った寄附金は、個人府民税の所得割の税額控除が受けられます。

■ 税額控除について

指定団体に寄附をされた方が税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

控除額 = (支出した寄附金の額 (総所得金額等の30%が限度) - 2千円) × 4%※

※指定都市以外の個人府民税所得割の標準税率が4%であるのに対し、指定都市の個人府民税所得割の標準税率が2%のため、寄附者が指定都市にお住まいの場合は2%となります。

■ 税額控除を受けられる寄附先について

「わたしの寄附金は、税額控除の対象なのかしら？」というあなた！

大阪府が指定した団体については、ホームページで確認することができます。

【ホームページアドレス (「市民公益税制」3号指定について)】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/danio/shiminkouekizeisei/3goutop.html>

※1 対象となる団体への寄附金

地方税法第37条の2第1項第3号に規定される、認定NPO法人・社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人・学校法人など、住民の福祉の増進に寄与する寄附金で、大阪府から指定を受けているもの。

※2 団体が指定を受けるには、大阪府への申請が必要です。

※3 認定NPO法人、学校法人については、所得税の控除対象となった以降から、個人府民税の税額控除の対象となります。

大阪府は、地域のさまざまな団体が協働し、それぞれの持ち場で能力を発揮し、助け合い、支えあう“共助社会”の実現を目指します。

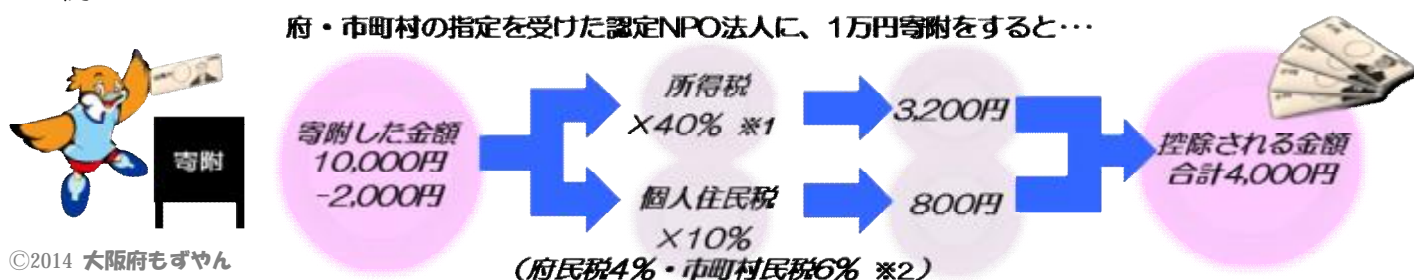
詳しくは、大阪府 男女参画・府民協働課 府民協働グループまで。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/danio/shiminkouekizeisei/index.html>
TEL:06-6210-9320

■ 寄附者の方が税額控除を受けるには

税額控除を受けるには、最寄りの税務署に確定申告（この申告は住民税の申告を兼ねたものとなります。）を行う必要があります。

- ①寄附をした団体から、必ず寄附金受領証明書等（領収書）を受け取ってください。
受け取った証明書は、控除を受けるために必要な書類です。
- ②毎年1月1日～12月31日までにを行った寄附について、翌年2月16日～3月15日までに最寄りの税務署に確定申告を行ってください。
確定申告の方法や様式については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）等を参照するほか、最寄りの税務署へお問い合わせください。
住民税の控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市町村に申告を行うこともできます。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

<例>



※1 所得税において、税額控除を選択した場合（認定NPO法人への寄附については、所得控除か税額控除かを選択できます。）

※2 寄附者が指定都市にお住まいの場合は、府民税2%・市町村民税8%となります。

大阪府内の市町村では、次の36市町村が導入済です。

（それぞれの市町村で要件が異なるため、詳しくはお住まいの市町村へお問合せください。）

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、羽曳野市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

■ 寄附先を選ぶ時のポイント

① 団体の活動実態をチェックしては？

団体のホームページなどから、日々の活動報告が更新されているかどうか確認したり、団体主催のイベントなどに実際に参加してみたいかどうか。きっとその団体のことが、今よりよ～くわかるはずですよ。

② 寄附金の使途をきちんと公開している団体かチェックしては？

寄附をした後「結局どんな風に使われたの？」という疑問が生じるはず。あなたが寄附しようとしている団体は、きちんと会計報告をしていますか？寄附する前に、一度確認してみましょう。



■ 大阪府の指定を受けるには

団体等が指定を受けるためには、大阪府知事に対して申請が必要です。詳しくは、ホームページをご確認ください。（申請から指定までは概ね1月かかります。）

ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/danio/shiminkouekizeisei/3goutop.html>

